

封 緘 保 護 預 り 規 定

1. (保護預り品の内容物の範囲)

(1) この保護預りでは、次に掲げるものを封緘したうえ預けてください。

- ① 公社債券、株券その他の有価証券
- ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
- ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
- ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(注) 美術品、骨董品等は破損や変質の恐れがあり預り品とはなりません。

(2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは保護預りをお断りすることがあります。

2. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに預け主または当行から解約の申し出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3. (封緘保護預り手数料)

(1) 契約利用者の封緘保護預り手数料(以下「手数料」といいます。)は、当行所定の料率により1年分(契約月が4月以外の場合は3月末までの月数分)を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に預け主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ手数料に充当します。

なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1カ月としてその月から月割計算により前払いにて支払ってください。

(2) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は変更日以後、最初に継続される契約期間から適用します。

(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。

4. (保護預り品の受渡し)

保護預り品(封緘物)の受渡しを請求するときは、預け主が当行所定の「封緘保護預け申込書」に届出の印鑑により記名・押印し証書とともに提出してください。

5. (届出事項の変更等)

(1) 証書や印鑑を喪失したとき、または印鑑、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は、故意または重過失(消費者であるお客さまに対しては軽過失を含みます。)がある場合を除き賠償責任を負いません。

(2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を送付した場合には延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

6. (証書・印鑑の喪失時等の取扱い)

証書または印鑑を喪失した場合の保護預り品の受渡し(返還)または証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。

この場合、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

7. (印鑑照合)

「封緘保護預け申込書」、諸届その他書類に使用された印影を届出の印鑑の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて保護預り品の受渡し(返還)その他の取扱いをしたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は賠償責任を負いません。

8. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可効力の事由または当行の責めによらない事由により保管設備の故障等が発生したため、保護預り品の受渡し(返還)の申し出には直ちに応じられない場合であってもこのために生じた損害については、当行は賠償責任を負いません。
- (2) 前項の事由による保護預り品の内容物喪失、滅失、毀損、変質等の損害についても当行は賠償責任を負いません。
- (3) 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保護預り品の内容物の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

9. (反社会的勢力との取引拒絶)

この封緘保護預りは、第11条第4項のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第4項の一つにでも該当する場合には、当行はこの封緘保護預りの利用申込をお断りするものとします。

10. (取引の制限等)

- (1) 当行は、預け主または代理人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するために、提出期限を指定して各種確認や資料の提出等を求めることがあります。預け主または代理人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預け主または代理人は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を届出てください。この場合において、在留期間が経過した場合は、新たに在留資格および在留期間その他の必要な事項の届出を求め、預け主または代理人が、当該依頼に正当な理由なく応じられない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。
- (3) 前各項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預け主または代理人の回答、具体的な取引の内容、説明内容およびその他の事情に照らして、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関連法令等への抵触のおそれがあると認められる場合には、本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。
- (4) 前各項の定めにより取引の一部を制限し、当該取引におけるマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが、一定期間解消されない場合には、当該取引の全部を制限することがあります。
- (5) 前各項の定めにより取引が制限された場合であっても、預け主または代理人からの説明等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関連法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと認められる場合は、当該取引の制限を解除するものとします。

11. (解約等)

この契約は、預け主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、「封緘保護預け申込書」の「封緘保護預け物受領証」に届出の印鑑により記名押印のうえこの受領

証を提出し、保護預り品を引き取ってください。なおこの証書または印鑑を喪失した場合は第6条に準じて取扱します。

- (2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとし、当行は、これによる賠償責任を負わないものとし、この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をとってください。

第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 預け主が手数料を支払わないとき
- ② 預け主について相続の開始があったとき
- ③ 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保護預り品の内容物の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与え、またはその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤ 預け主または代理人がこの規定に違反したとき

- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの封緘保護預り契約を停止し、または預け主に通知することによりこの封緘保護預り契約を解約することができるものとし、なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。

この解約によって生じた損害については、当行は、賠償責任を負わないものとし、この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしてください。

また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① この封緘保護預りの預け主が存在しないことが明らかになった場合または預け主の意思によらずに契約されたことが明らかになった場合
 - ② この封緘保護預りの預け主が第15条に違反した場合
 - ③ この封緘保護預りが法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ この封緘保護預りがマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に使用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (4) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預け主との契約を継続することが不適切である場合には、当行はこの封緘保護預りの利用を停止し、または預け主に通知することによりこの契約を解約することができるものとし、通知により解約する場合は、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。この解約によって生じた損害については、当行は、賠償責任を負わないものとし、この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしてください。

また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預け主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）

に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- イ. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ロ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ハ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ニ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ホ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預け主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
- イ. 暴力的な要求行為
 - ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ. 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - ホ. 公序良俗に反する行為
 - ヘ. その他前各号に準ずる行為
- (5) 第1項から第4項の保護預り品の引取り手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡しの日属する月までの手数料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。
- なお、当行はこの不足額を明け渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (6) 第1項から第4項の保護預り品の引取り手続きが3カ月以上遅延したときは、当行は開封のうえ、保護預り品を別途管理もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。
- なお、当行は開封に際して公証人等に立会いを求めることができるものとし、これらに要する費用は預け主の負担とします。
- (7) 手数料、遅延損害金その他預け主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。
- (8) 法令に基づく場合、当行はこの封緘保護り契約を停止し、または預け主に通知することによりこの封緘保護り契約を解約することができるものとします。
12. (保管施設の修繕、移転等)
- (1) 保護預り品の保管施設の修繕または移転その他止むを得ない事由により、当行が保護預り品格納品の一時引取りを求めたときは、直ちにこれに応じてください。
 - (2) 前項の事由が生じたときは、当行は預け主にあらかじめ通知することにより、当行の本支店または当行が相当と認める第三者に保護預り品の保管を委託することができるものとします。

14. (緊急措置)

法令の定めるところにより保護預り品の内容物の開示もしくは引渡しを求められたとき、または店舗の災害、保護預り品の異変等緊急を要するときは、当行は開封し、その他臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については、当行は、故意または重過失（消費者であるお客さまに対しては軽過失を含みます。）がある場合を除き、賠償責任を負いません。

15. (譲渡、質入れの禁止)

この契約による預け主の権利およびこの証書は譲渡、質入れすることはできません。

16. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上